

作成日：2009年6月23日

改定日：2024年3月22日

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	ドーバー パストリーゼ 77
会社名	ドーバー酒造株式会社
住所	東京都渋谷区上原3-43-3
担当部門	品質保証室
電話番号	03-3469-2111
FAX番号	03-3469-2121
推奨用途および使用上の制限	食品添加物/所定の用途以外には使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類	
物理化学的危険性	
引火性液体	区分2
自然発火性液体	区分に該当しない
自己発熱性化学品	分類できない

注)上記で記載がない危険有害性は、分類対象外

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体および蒸気
強い眼刺激
呼吸器への刺激のおそれ
眠気またはめまいのおそれ
遺伝性疾患のおそれ
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
長期または反復暴露による臓器の障害(肝臓)
長期または反復暴露による臓器の障害(神経系)のおそれ

注意書き

熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
換気の良い場所で使用し、ミスト、蒸気の吸入を避けること。必要に応じ保護手袋/保護眼鏡等を着用すること。
眼に入った場合、すぐに水で数分間注意深く洗うこと。眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。
吸入し気分が悪い場合、空気の新鮮な場所に移し休息させること。症状に応じて医師に連絡すること。
高温をさけ換気の良い場所で容器を密閉して保管すること。
内容物/容器は、法令に従い自ら廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別

一般名

化学特性(化学式等)

成分名

濃度又は濃度範囲(含有量)

CAS番号

官報告示整理番号(化審法)

混合物

エタノール(発酵アルコール)を主剤とする製剤

該当情報なし

エタノール	緑茶抽出物	乳酸ナトリウム	グリセリン脂肪酸エステル	ショ糖脂肪酸エステル	水
70%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	29%
64-17-5	989-51-5	867-56-1	26402-26-6	39300-95-3	7732-18-5
(2)-202	-	(2)-1376	(2)-669	(8)-67	-

毒物及び劇物取締法
労働安全衛生法

該当せず
エタノール(政令番号/61)(70.13%)

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し呼吸しやすい姿勢で休息させること。 必要に応じて医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。必要に応じて医師の診断を受ける。
目に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続け、まぶたの裏まで洗うこと。 必要に応じて医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	速やかに水でよく口の中をすすぎ洗浄する。 多量に飲み込んだ場合は水を飲ませ希釈する。 必要に応じて医師の診断を受ける。 応急措置を施した後、必要に応じて医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤 使ってはならない消化剤 特有の危険有害性	水噴霧、砂、対アルコール性泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素等 棒状注水、高圧注水 加熱により容器が爆発するおそれがある。 引火性がある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火剤を火元へ放射、散布等して消火する。 消火作業は可能な限り風上から行う。 火災発生場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。
消火を行うものの保護	適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	作業の際、吸入や皮膚に触れない様、適切な保護具を着用し、換気を良くして処理する。 風上から作業して風下の人を退避させる。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材	河川への排出等により環境への影響を起こさないように留意する。 漏出物は密封できる容器に回収し安全な場所に移す。 衝撃、静電気に備えて火花が発生しないような材質の容器を用いて回収する。 少量の場合、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて回収する。 大量の流出には盛土などで流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策	火気厳禁。電気機器類、静電気、スパークなどによる着火源を生じないようにする。
安全取扱い注意事項	引火性の液体であるので火気厳禁とし換気の良い場所で取り扱う。 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させないように取り扱う。 発散した蒸気を吸い込まないようにする。眼に入れないこと。
保管 適切な保管条件	火気、熱源から遠ざけ、直射日光、40℃以上、多湿及び凍結の恐れのある場所を避け、適切な換気のある場所に密閉して保管する。
その他	消防法、労働安全衛生法等の法令に定めるところに従う。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策 管理濃度・許容濃度	排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。
-------------------	------------------------

成分名	管理濃度	許容濃度	ACGIH(TLV-STEL)
エタノール	-	-	1000ppm

保護具

呼吸器の保護具 手の保護具 目の保護具	保護マスク 保護手袋 保護眼鏡
---------------------------	-----------------------

皮膚及び身体の保護具 保護服(長袖作業服等)

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状	液体
色	無色～極僅かに琥珀色
臭い	特有の香気
pH	情報なし
沸点、初留点および沸騰範囲	エタノール 78.5℃
引火点	エタノール 13℃(密閉式)
自然発火温度	エタノール 363℃
燃焼又は爆発範囲	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
比重	0.868～0.873
溶解度	水と混和

10. 安全性及び反応性

安定性	通常の条件下では、安定である。
反応性	酸化性物質(塩素系の製品など)と反応する。
避けるべき条件	火気、熱源の付近、酸化性物質(塩素系の製品など)との接触、直射日光、40℃以上、多湿、凍結条件下、開放状態
避けるべき材料	ポリカーボネート樹脂、ABS樹脂など
危険有害な分解生成物	自己分解により有毒ガスを発生することはない。

11. 有害性情報

急性毒性		
経口	エタノールとして	区分に該当しない
経皮	エタノールとして	区分に該当しない
吸入(蒸気)	エタノールとして	区分に該当しない
吸入(ミスト)	エタノールとして	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	エタノールとして	区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷/刺激性	エタノールとして	区分2B
呼吸器感作性	エタノールとして	分類できない
皮膚感作性	エタノールとして	分類できない
生殖細胞変異原性	エタノールとして	区分1B
発がん性	エタノールとして	分類できない
生殖毒性	エタノールとして	区分1A
特定標的臓器(単回暴露)	エタノールとして	区分3(気道刺激性、麻醉性)
特定標的臓器(反復暴露)	エタノールとして	区分1(肝臓)、区分2(神経)
吸引性呼吸器有害性	エタノールとして	分類できない
注)上記で記載がない危険有害性は、分類対象外		

12. 環境影響情報

水生環境急性有毒性	エタノールとして	区分に該当しない
水生環境慢性有毒性	エタノールとして	区分に該当しない
オゾン層への有害性	エタノールとして	分類できない

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上、処理を委託する。
汚染容器および包装	空容器類を廃棄するときは内容物を完全に除去した後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国内規制	
陸上規制情報	消防法の規定に従う。

海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1170
品名	エタノール溶液
クラス	3
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1170
品名	エタノール溶液
クラス	3
容器等級	II
国際規制	
海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1170
Proper Shipping Name	ETHANOL SOLUTION
Class	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not applicable
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	1170
Proper Shipping Name	ETHANOL SOLUTION
Class	3
Packing Group	II
輸送の特定の安全対策 及び条件	容器を転倒、落下等粗暴な取扱いをしない。 可燃性であり、火気に注意する。 消防法危険物の第1類、及び第6類とは混載しない。

15. 適用法令

労働安全衛生法	危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2 別表第9)
消防法	第4類 アルコール類 危険等級 II
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項(2)
船舶安全法	引火性液体類(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	危険物・引火性液体類(法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13)
その他の法令	食品衛生法・食品添加物

16. その他の情報

引用文献：

- ・アルコールハンドブック
- ・食品添加物公定書 解説書
- ・安全衛生情報センター(厚生労働省委託事業中央労働災害防止協会運営)
- ・American Conference of Governmental Industrial Hygienists(ACGIH)
- ・Registry of Toxic Effects of Chemical Substances(RTECS)
- ・National Fire Protection Association(NFPA)
- ・The Merck Index

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の実施を
対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を
実施のうえ、お取り扱い願います。